

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 7 回 総 会 議 事 録

自 令和 5 年 3 月 24 日
至 令和 5 年 3 月 24 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 7 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 5 年 3 月 24 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
5	松 田 浩 二	○	○	農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	×		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
係 長 澁谷直樹
主 事 林 直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第90号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 4 議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 5 議案第92号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 6 議案第93号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 7 議案第94号 令和5年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認
日程 8 議案第95号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定
日程 9 議案第96号 農業委員会の最適化活動の目標設定及び公表

開会 午後 1 時25分

議長 これより第27回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 8 名であります。
7 番 峯田委員より欠席の届出があります。
白糖町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席
で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第 2 項により、2 名の委員
を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
4 番 澁谷委員、5 番 松田委員、以上 2 名を指名いたします。

議長 日程第 2 「会務報告」をいたします。
3 月 23 日の農地専門委員会は役場で開催され私と澁谷委員、石田委員、
事務局の 6 名が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

議長 日程第 3 議案第 90 号「合意解約通知の成立状況の確認」を議題と
いたします。なお、号別 1 につきましては、私と澁谷委員が会議規則 10 条
の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席し、職務
代理者に務めていただきます。
酒井委員お願いいたします。
暫時休憩いたします。

《林会長、澁谷委員退席》

職務代理者 (酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第 90 号「合意解約通知の成立状況の確認」。
農地法第 3 条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第 18 条の
規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地
法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。
令和 5 年 3 月 24 日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知者氏名

号別 1 貸主 ●●● 借主 合同会社●●●●

号別 2 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

号別1の解約形態は合意解約であります。解約の事由は「貸付先の変更」であります。

解約申入日、解約成立日、解約通知日は3月1日、土地の引き渡日は3月31日であります。位置図、地番図は13ページ、14ページに記載しております。なお、当該農地の新たな借主につきましては、次回審議いたします。

以上、議案第90号 号別1の説明とさせていただきます。

職務代理者 議案第90号 号別1の質疑をお受けいたします。
(酒井委員)
出席委員 (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第90号 号別1につきましては、原案のとおり承認いたします。暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

職務代理者 林会長、澁谷委員にお伝えします。
(酒井委員) 議案第90号 号別1につきましては原案のとおり決定いたしました。それでは、議長を交代いたします。

議長 それでは、休憩を解き、再開いたします。
引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 改めまして、号別2 貸主 ●●● 借主 ●●●
解約形態は合意解約であります。解約の事由は「経営規模縮小」であります。
解約申入日、解約成立日、解約通知日は3月14日、土地の引き渡日は3月31日であります。位置図、地番図は15ページ、16ページに記載しております。なお、当該農地の新たな借主につきましては、議案第91号で審議いたします。
以上、議案第90号 号別2の説明とさせていただきます。

議長 議案第90号 号別2の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第90号 号別2につきましては、原案のとおり承認いたします。

議長 日程第4 日程第4 議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和5年3月24日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●●

号別2、貸主 ●●● 借主 ●●●

号別3、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをご覧ください。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1 土地の所在地は●●●のほか合計10筆。面積は●●●平方メートルで、売買価格は●●●万円になります。

号別2 土地の所在地は●●●のほか合計19筆。面積は●●●平方メートルで、賃借料は年●●●円（反当り約●●●円）。令和5年4月1日から10年間の契約となっております。

号別3 土地の所在地は●●●のほか合計5筆。面積は●●●平方メートルで、賃借料は年●●●円（反当り約●●●円）。令和5年4月1日から5年間の契約となっております。

位置図、地番図は20ページから25ページに記載しております。

以上、議案第91号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、庶路地区担当委員の方から補足説明を求めます。

中河委員お願いします。

中河委員 1番・中河です。

許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 それでは、議案第91号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第91号につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 日程第5 議案第92号「農地法第6条の規定による農地所有適格
法人の定期報告」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷委員 議案第92号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報
告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定
期報告

書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和5年3月24日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、有限会社 ●●●

号別2、有限会社 ●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。

形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっております
が、すべてを満たすと考えております。

以上、議案第92号の説明とさせていただきます。

議長 それでは、議案第92号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第92号につきましては、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって議案第92号につきましては原案のとおり決定いたします。
日程第6 議案第93号「農用地利用集積計画の作成の要請」を議題といたします。なお、私と澁谷委員が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席し、職務代理者に務めていただきます。
酒井委員お願いいたします。
暫時休憩いたします。

《林会長、澁谷委員退席》

職務代理者(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第93号「農用地利用集積計画の作成の要請」
下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。
令和5年3月24日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
次のページをご覧ください
「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。
号別1、貸主 ●●●、借主 合同会社●●●
土地の所在地は●●●のほか合計3筆。面積は、●●●平方メートルになります。賃借料は年●●●万円。令和5年4月1日から6年間の契約となっております。
位置図及び地番図については、31ページから32ページに記載しております。
以上、議案第93号の説明とさせていただきます。

職務代理者(酒井委員) ただいま説明のありました、議案第93号の質疑をお受けいたします。
出席委員 (なし)

職務代理者(酒井委員) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者(酒井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第93号につきましては原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

- 職務代理者
(酒井委員) 林会長、澁谷委員にお伝えします。
議案第93号につきましては原案のとおり決定いたしました。
それでは、議長を交代いたします。
- 議長 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
- 澁谷係長 日程第7 議案第94号「令和5年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
議案第94号「令和5年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」。白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領第1項の2に基づき、あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認について本会の審議を求める。
令和5年3月24日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
内容について、ご説明いたします。
本件につきましては、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づきまして、作成を義務づけられているものであります。
名簿の調製は、令和5年3月31日現在65歳以下の方と、66歳以上ではあるが、後継者のいる方を登載しております。昨年と比較しますと、昨年の登録者50名に対しまして、今年度は3名減となっております。新規登録者は1名。登録抹消者3名、年齢要件により1名の減となっております。
これをもって、議案第94号の説明とさせていただきます。
- 議長 それでは1ページごとご覧願います。
番号1の●●●さんから番号15の●●●さんまでになります。

(何もないので次に進んだ)
- 議長 次のページになります。
番号16の●●●委員から番号23の●●●さんまでになります。

(何もないので次に進んだ)
- 議長 次のページになります。
番号24号の●●●さんから番号36の●●●さんまでになります。
- 澁谷委員 4番澁谷です。●●●が抹消されているのはなぜでしょうか。
- 澁谷係長 ●●●氏については、個人での認定農業者を取り下げて、法人の構成員となったため、前回の●●●氏と同じく抹消としましたが、委員の皆様で抹消かそのままか協議いただければと思います。
- 澁谷委員 個人での営農ではないですが、次男もおりますので、今後あっせんが

ありましたら、希望したいと思いますので、抹消は取り消して頂きたいです。

議長 澁谷委員から、抹消はしないで頂きたいとの意見がありますが、いかがでしょうか？

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、●●●氏については抹消なしということにいたします。
●●●氏が抹消なしということであれば、同じく●●●氏と前回抹消した●●●氏についても抹消なしという事にいたしますか？

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは事務局そのようにお願いします。

澁谷係長 わかりました。

議長 次のページになります。
番号 37 号の●●●さんから番号 47 の●●●さんまでになります。

(何もなし)

議長 あらためて、議案第 94 号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案については、●●●氏、●●●氏、●●●氏の抹消を取り消す修正案にすることにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 94 号につきましては、修正案のとおり決定いたします。

議長 日程第 8 議案第 95 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第 95 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」。
農業委員会等に関する法律第 7 条の規定に基づき、白糠町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、本会の審議を求める。

令和 5 年 3 月 24 日 提出。

澁谷係長 白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記
別紙のとおり。

次のページをおめくり願います。この「農地等に利用の最適化に関する指針」は、目標を定めることによって「農地利用最適化交付金（事業）」の対象となるもので前回は令和3年5月に策定（更新）しておりますが、令和5年4月1日より施行される改正農業委員会法により、全ての農業委員会において作成が義務付けられ、令和4年度中に改正された法律の内容に即した指針を作成することとなりました。

最適化の示すところは、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化、新規参入の促進等になります。

指針の主な内容については、法律の改正内容を踏まえて、一般社団法人全国農業会議所が作成した参考例に基づいており、農業委員会における日頃の最適化業務等を改めて明文化したものになりますので、説明は省略させていただき、数値が入る箇所を中心に説明させていただきます。基本的に「現状」は「令和5年4月」、「3年後の目標」は「令和8年4月」、「目標」は10年後の「令和15年4月」としております。

まずは、(1)遊休農地の解消目標についてですが、管内の農地面積は農林水産省の統計調査に基づく白糠町の農地面積4,790haを現状、3年後の目標、目標にそれぞれ記載し、遊休農地については、今年度の農地パトロールでもゼロでしたので、それを維持するように目標も全て0haとしております。

次に、(1)担い手への農地集積面積ですが、管内の農地面積はこちらも全て4,790haとして、集積面積については、現在の3,890haから毎年50ha増やす形で、3年後には4,088ha、10年後には4,390haとしております。それに伴い集積率も現状の81.2%から3年後には85.3%、10年後には91.6%としております。

次に、【参考】担い手の育成・確保について、現状の総農家数は2020年農林業センサスの数字を記載し、担い手については、令和5年4月現在数値を記載しております。今後の目標については、基本的には今現在新規就農が決まっている方のほか、毎年個人1経営体、法人1経営体が増えるように作成しております。

次のページをおめくり下さい。

最後に、(1)新規参入の促進目標となります。現状については、西村純一さんが4月1日より、新規就農の予定ですので、1人とさせていただいております。

なお、新規参入取得面積については、令和4年度中に賃貸借を開始しているため、記載しておりません。目標については、先ほども触れましたが、毎年個人1経営体、法人1経営体としており、面積はそれぞれ2haとしております。

以上、議案第95号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第95号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第95号につきましては、原案のとおり決定いたします。
日程第9 議案第96号「農業委員会の最適化活動の目標設定及び公表」
を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第96号「農業委員会の最適化活動の目標設定及び公表」。
「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日
付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、農業委員会の
最適化活動の目標(案)を策定したので本会の審議を求める。

令和5年3月24日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

次のページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農業委員会は
農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の
最適化の促進に係る活動(以下「最適化活動という。))を実施することと
されており、その実施に当たっては、透明性を確保する必要があること
から、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況
及び達成状況を公表するとともに、北海道知事に報告しなければならず、
今回は「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を行うものであります。

では、内容をご説明いたします。

I 農業委員会の状況、農業委員会の体制は今日時点の実数、農家・
農地等の概要につきましては、主に2020年農林業センサスに基づき記載
しております。また、耕地面積は、農林水産省の「耕地及び作付面積統
計」に基づき記載しております。

次のページをご覧ください。

II 最適化活動の目標ですが、まず最適化活動の成果目標については、
主に②目標について説明させていただきます。先ほど審議した白糠町農
業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の目標年が令和
15年であったことから、その集積率91.6%と面積4,390haを目標とし、現
状面積3,890haとの差分500haの内50haを今年度末の集積面積と設定いた
しました。

続く、遊休農地の解消については、本町においては該当がないので、
今後も発生防止に取り組む旨記載いたしました。

次のページをご覧ください。

新規参入の促進についても、主に②目標について説明させていただきます
ます、目標については、平成29～令和元年度の権利移動面積の平均131ha
の1割で記載しております。

続く、最適化活動の活動目標についてですが、まず最適化活動の日数
は今年度同様に月6日。活動強化月間については、4月から5月は「農地の
集積」、6月は「遊休農地の解消」、7月から10月は「新規参入の推進」と

澁谷係長

年3回の設定といたしました。

最後に、新規参入相談会への参加目標ですが、参加回数は1回とし、具体的には未定とさせていただきます。

以上、議案第96号の説明とさせていただきます。

議長 議案第96号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第96号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第10 議案第97号「白糠町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第97号「白糠町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定」

白糠町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)を策定したので本会の審議を求める。

令和5年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記。

次のページをお開き下さい。

白糠町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準

この運用基準は一般社団法人全国農業会議所が作成した参考例に準拠しております。

第1条は「目的」、第2条は「定義」、第3条は「端末機の貸与」、第4条は「貸与端末機の取扱い」、第5条は「貸与端末機に関する禁止事項」、第6条は「個人情報の取扱い」、第7条は「会議中の使用における禁止事項」、第8条は「違反行為に対する措置」、第9条は「遵守事項」、第10条は「通知及び届出」、第11条は「その他」となっております。施行は令和5年4月1日であります。

ただ、第10条について、事務局からの通知等は端末で行うこととなっておりますが、当面の間は文書でも通知することとし、徐々に移行する予定であります。

続きまして、右のページをご覧ください。

《遵守事項 朗読》

50 ページ、51 ページについては「貸与端末機借用申請書」と「貸与端末機の機能等変更申請書」になります。

なお、次回の総会終了後に役場の情報処理を担当している総務課情報

統計係から総会時のペーパーレスシステムの説明を予定しております。
また、タブレット端末の貸与についても同時に行う予定です。
以上、議案第97号の説明とさせていただきます。

議長 議案第97号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第11 協議第1号「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

協議第1号「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組」
令和5年3月15日付、北海道釧路総合振興局から調査依頼のあったことについて協議する。
令和5年3月24日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをお開き下さい。
農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組
朗読させていただきます。

《協議第1号 朗読》

議長 協議第1号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、協議第1号につきましては、原案のとおり決定いたします。
以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもって、第27回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 2 時45分)